

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和2年8月17日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和2年4月13日（月）午前10時30分頃、周南市梅園町2丁目のマンション敷地内において、環境生活部リサイクル推進課職員の運転する公用車が、粗大ごみ収集のため駐車場へ後退で進入しようとした際、エントランス設置のガードパイプに接触し、ガードパイプを破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥351,358-

2 専決処分の年月日

令和2年7月31日